

PCB 廃棄物の長期的な処理の見通しに係る問題点の整理と J E S C O の取組

- 基本計画における J E S C O の役割として、各拠点の広域処理施設における計画的処理完了期限までの高濃度 PCB 廃棄物の処理の見通しについて毎年度公表することとされ、また処分期間内又は特例処分期限日までの処分委託が円滑かつ迅速に行われるよう、長期的な処理の見通しを明らかにすることとされた。
- J E S C O においては、これを受けて、事業ごとに長期処理の見通しについて整理を行っているところであるが、届出データが次年度にならないと入手できず整理が行えないため、見通しの作成作業開始が遅れることになっている。(別紙参照)
- また、事業ごとに J E S C O 登録量と PCB 特措法・電気事業法で届出済み量を突合し、修正し、J E S C O へ未登録の数量等を求め整理することとなるが、データとりまとめには課題があり、その解決のため、とりまとめに時間を要しているところ(別紙参照)。
- こうした問題を解決し、今後、迅速に長期的な処理の見通しを取りまとめるため J E S C O として、関係者との連携し改善を進めてまいりたい。

○ 地域、全国レベルの集計時

【問題点】

届出内容を集計・電子化され、J E S C O が突合作業を行える状況になるまで、次年度初夏までかかっている状況になっており、作業開始が遅れている。また、届出から時間がずれることにより、J E S C O が突合する登録情報と変化が生じており、誤記載等の情報と変化を区分する確認作業が必要となり突合作業にも時間が生じ、また、次年度の届出作業に反映ができない状況になっている。

【J E S C O の行う取組】

- 届出情報の全国レベルの取りまとめ段階から連携し、取りまとめと突合作業のより効率的なやり方を国等の関係者と検討し改善を図ってまいります。

○ 突合時

【問題点】

1 届出の誤記載、情報の未更新による確認作業の増大

届出時点での名称、数量等の誤記載がそのまま突合作業に影響を与え、確認作業を増大させる。また、低濃度と高濃度の区分などの保管当初には不明瞭だった情報など、J E S C O 登録のみ更新され届出が更新されていない場合もあり、こうした確認にも時間を生じる。

2 届出済・未登録データの整理作業

届出済・未登録のデータについて、登録を行ったことがある事業所については、誤記載か登録漏れがあるのかを確認する必要があり時間がかかる。また、届出のみの情報については、その種別、量などの精度が低く、登録時の内容と異なることもある。

3 電気事業法と PCB 特別措置法との整合

電気事業法と PCB 特別措置法の情報に齟齬が生じることがあり、その確認に時間がかかる。

【J E S C O の取組】

- 突合作業を迅速に進めるとともに、突合作業において判明した情報について、国、自治体等と情報共有を図り、情報精度の向上を図ります(速報段階で届出情報の提供があれば、現在より6か月前倒しで突合作業を開始)。
- 届出情報の事業者への確認等についての国、自治体の取り組みについて連携して行うなど、情報精度向上資する支援を行います。

長期計画策定のための処理対象量調査のイメージと問題点

